柏市いじめ重大事態調査検証委員会報告書(令和4年3月 25日付け)提言等の対応に関するアドバイザリーボード について

1 設置理由

柏市いじめ重大事態調査検証委員会から令和4年3月25日付けで提出された報告書(平成30年に発生した高校生の転落事案について)の提言等に対する対応を検討するため、関係分野からのご意見を伺い、客観的な視点で検証し、より適切な対応を図るために設置するもの。

※なお、「柏市いじめ重大事態調査検証委員会報告書(令和4年3月25日付け)提言等(以下「提言等」という。)の対応に関するアドバイザリーボード」については、本文書を含み今後「アドバイザリーボード」と表現する。

2 アドバイザリーボード設置の根拠

柏市いじめ重大事事態調査検証委員会報告書提言等の対応に関するアドバイザリーボード設置要領(令和4年4月28日制定)による

3 アドバーザリーボードの役割

- (1) 提言に対する **課題認識への助言並びに意見 (以下「助言等」** という。)。
- (2) 提言に関する<u>対応の方向性,並びに具体の対応内容に関す</u>る助言等。
- (3) その他、提言、あるいは本件事案に対する対応を適切に行うため必要なこと。
- ※提言等に対する対応等の決定機関としての機能は有しない。
- (4) <u>会議内における助言等について</u>, <u>必要に応じて会議として</u> の取りまとめを行う。
- ※必要に応じて、「附帯意見」、「少数意見の表明」などを行う場合がある。

(5) いただいた助言等の取り扱い

<u>アドバイザリーボードにおける助言等</u>に関しては、今後の 対応の検討にあたり十分に精査の上、最大限尊重するものとす る。

4 アドバーザリーボードの公開

アドバイザリーボードにおいては、個人の特定ができるよう な不開示情報を含む説明を行う可能性があることや、<u>委員各々</u> の専門性や識見による自由な発言を維持することが最も重要で あることから、非公開に<u>より行う</u>ものとする。

ただし、必要に応じて会議内容について説明の場を設けることや、発言者を伏せた上での発言要録等を公表することを行うものとする。

5 **アドバイザリーボードの構成員** (五十音順, 敬称略)

| No. | 所 属 等 | 氏名 | 備考(資格分野等) |
|-----|---|-------------------------|--|
| 1 | 秀明大学学校教師学部 特任教授 | おかざき つとむ | 学校教育,市立柏高校 第三次教育計画策定委 員会メンバー,化学 |
| 2 | 東邦大学名誉教授、勝田台メディカルクリニック院長 | スタき のぶお 黒木 宣夫 | 精神科医, 過労死, 労働災害 |
| 3 | 明治大学経営学部特任教授 | 高麗 | 企業倫理, コンプライ アンス |
| 4 | N P O 法人キャリアデ ザイン研究所理事,か しわ地域若者サポート ステーションセンター 長,産業カウンセラー | 林 真理 | 若者支援 |
| 5 | 北千葉綜合法律事務所弁護士 | 原東樹 | 弁護士,千葉県弁護士 会松戸支部 子どもの 権利委員会委員長 |
| 6 | 柏市PTA連絡協議会事務局長 | まっとみ ゅ み こ 柗冨由美子 | 保護者団体 |
| 7 | 流通経済大学附属柏高等学校中高一貫教育推進部長 | やえが し とおる 八重樫 通 | 部活動改革,令和3年 度部活動の地域移行に 関するワーキンググル ープ座長 |

【検討体制イメージ図】

